

◎新型コロナウイルスに係る保証制度対比表

令和4年4月1日現在

	セーフティネット保証4号		セーフティネット保証5号		危機関連保証		一般制度	県新型コロナウイルス感染症対応資金【併走支援型】		
	(全国制度) 経営安定関連特別融資保証	(県制度) セーフティネット対策資金融資保証	(全国制度) 経営安定関連特別融資保証	(県制度) セーフティネット対策資金融資保証	(全国制度) 危機関連保証	(県制度) 大規模経済危機等対策資金	(県制度) 経営環境変化・災害対策資金	(認定の種類) セーフティネット保証4号	(認定の種類) セーフティネット保証5号	一般
概要	自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要が認められる場合に、保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%を保証する。		全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%を保証する。		内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショックや東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置 ※本措置は、原則1年以内と予め期限を区切って実施（但し、経済産業大臣が認める場合には、更に1年の延長が可能）		災害被害を受けた方、関連企業の再生手続開始申立等で売掛債権を有する方、売上高等の減少により業績が悪化している方、社会的要因により資金繰りに支障をきたしている方等	売上減少率20%以上	売上減少率15%以上 又は、 最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高と比較して15%以上減少	又は、 最近1か月間の売上高が同年前月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高と比較して15%以上減少
対象中小企業者	※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要		※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要		※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要			法人・個人		
責任共有	責任共有対象外		責任共有対象		責任共有対象外		責任共有対象	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象
保証限度額 （※）	2億8,000万円 （危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円） （一般保証とは別枠）	5,000万円 （県危機関連保証との合算では1億円） （一般保証とは別枠）	2億8,000万円 （危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円） （一般保証とは別枠）	5,000万円 （県危機関連保証との合算では1億円） （一般保証とは別枠）	2億8,000万円 （セーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円） （一般保証とは別枠）	5,000万円 （県セーフティネット保証との合算では1億円） （一般保証とは別枠）	5,000万円 （セーフティネット・危機関連とは別枠）	6,000万円 （危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円） （一般保証とは別枠）	6,000万円 （危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証との合算で5億6,000万円） （一般保証とは別枠）	6,000万円
保証期間	10年 （据置期間1年以内）	7年 （据置期間1年以内）	10年 （据置期間1年以内）	7年 （据置期間1年以内）	10年（据置期間2年以内）		7年 （据置期間1年以内）	10年（据置期間5年以内）		
信用保証料率	0.90%	0.70%	0.80%	0.63%	0.80%	0.60%	0.45%~1.56%	【セーフティ4号、5号】 0.85%（当初保証料のみ国が0.65%負担） 経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%（当初保証料のみ国が0.85%負担） 【一般】 0.45%~1.15%（当初保証料のみ国が0.25%~0.75%負担） 経営者保証免除対応を適用する場合は0.65%~2.10%（当初保証料のみ国が0.45%~0.95%負担）		
融資利率	金融機関所定利率	金融機関所定利率 5年以内1.775% 5年超1.975%	金融機関所定利率	金融機関所定利率 5年以内1.775% 5年超1.975%	金融機関所定利率	金融機関所定利率 1.675%	5年以内1.775% 5年超1.975%	金融機関所定利率		
その他					<ul style="list-style-type: none"> <li>指定期間内に貸付を実行する必要あり</li> <li>取扱金融機関は、本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、協会に対してその内容を報告する必要あり（但し、経済産業大臣が指定する期間内においては、報告義務はない）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。</li> <li>金融機関は、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うこととする。</li> <li>金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、一年に一回、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告するものとする。</li> </ul>		

※保証限度額については、一般保証限度額(2億8,000万円) + 別枠保証限度額(5億6,000万円) = 8億4,000万円



別枠保証限度額については、セーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算